

令和7年度第2回安城市子ども・子育て会議 会議録

■日時

令和8年2月17日（火） 午前10時～11時

■場所

安城市役所本庁舎3階 第10会議室

■出席者

【委員 16名】

神谷明文、矢田力三、榊原昭二、杉浦正之、鳥居こずえ、野上三香子、渡邊裕子、臼井史一、神谷健二、北川佳子、平野佳香、由良宜寛、山元智子、戸田輝子、鈴木志穂、竹原知佳

【助言者】

新井美保子

■欠席者（委員 4名）

宮崎優衣、深津貴弘、成島清美、近藤雅明

■内容

1 会長あいさつ

2 議題

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

ア 利用定員について

イ 子ども・子育て支援事業計画の変更について

3 その他

次回開催予定

■ 議事

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

ア 利用定員について

(事務局説明)

【会長】

なぜ、こども誰でも通園制度の実施園がこの3園（東部こども園、高棚こども園、三ツ川こども園）なのか、説明をお願いいたします。

【事務局】

現在、この3園（東部こども園、高棚こども園、三ツ川こども園）では、一時保育を実施しています。こども誰でも通園制度は、通常入所の児童の保育室において合同で実施することも可能ですが、保育園や認定こども園と同様、児童1人当たりに必要な面積基準があります。安城市は、低年齢児の保育需要が増加しており、定員まで受け入れている園が多く、通常入所の児童の保育室には、こども誰でも通園制度の利用児童を受け入れるための面積がないというのが現状でございます。

しかし、一時保育を実施している保育室については、若干の余裕がありますので、このスペースを有効利用してこども誰でも通園制度を実施することにいたしました。そのため、一時保育を実施しているこの3園で実施といたします。

【会長】

今後、こども誰でも通園制度の拡充計画はありますか。

【事務局】

実施園を増やしていくことを計画しています。そのため、来年度、民間園に対して意向調査を行っていきたいと考えています。

【会長】

実施園を増やすためには、予算が必要になると思いますが、その辺は今後の課題ということですね。他にご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

【委員】

2点、意見・質問させていただきます。

1点目、実施園の場所について、安城市の東側に東部こども園、西側に高棚こども園、南側に三ツ川こども園ですが、北側にも実施園があればと思います。

2点目、申請があつて、面談を行い、審査して決定されるという流れは、保護者にやや抵抗がある体制かと思われます。決定した園が自宅から離れていることを理由に辞退する保護者が出てくるのではないのでしょうか。「誰でも」という言葉を使っているので、審査の基準はかなりハードルを低くしていると思われます。審査基準について説明があればありがたいです。

【事務局】

1点目についてですが、一時保育を実施している3園で始めさせていただくと、説明させていただきました。今後、お申し込みの状況を踏まえて、民間園に対しても、こども誰でも通園制度を始められるかどうか、来年度調査を始めていく予定でございます。その際に、展開する地域等についても、検討させていただきます。

2点目についてですが、希望される園で面談等を行っていただきます。そのため、審査の結果、希望しない園に決定ということはありません。

【会長】

確かに北の方がいいですね。

【事務局】

通常の保育園ですと低年齢児の保育需要が一杯ですので、そこを削減してまでこのサービスを始めるわけにはいきません。場所に余裕のある、一時保育を実施している園でしか実施できないため、北部でこども誰でも通園制度を始められませんでした。

【委員】

2点、質問させていただきます。

1点目、本制度を開始するには保育士の補充が必要となってきます。現在保育士不足が深刻化している中で、実施園の努力で保育士を確保していくのか、市としても何かお考えがあるのか、お伺いしたいです。

2点目、一時保育を行っていない園が本制度を実施しようと思った場合、何か制限はありますか。また、本制度を実施するために、部屋の確保や増築をする必要があることも考えられます。その際、何らかの支援がいただけるのかお伺いしたいです。

【事務局】

1点目について、保育士不足は問題だと認識しておりますが、それに対する補助はありません。利用者数に応じて公定価格により算定される給付費で賄うよう、国から伝えられています。本事業を始めたが利用者がいないという状況では、保育士の人件費の問題は出てきますが、利用があればその分が給付費として入ってきます。利用見込みと利用可能数に大きな隔たりが生じないように調整することが、市の使命だと考えています。

2点目について、一時保育を行っていない園で実施していただくのは、問題ありません。また、施設改修しなければならないとなった場合は、国の補助制度がございますので、ご相談いただければと思います。

【会長】

週1回月4回の定期利用だと、本当にこどもを預けたいという人には足りないのではと思いますが、これは徐々に実施園を増やしていくということではよろしいですか。

【事務局】

慣らし通園のような格好で毎週通っていただく定期利用にこだわっています。また、安城市では、一時保育をすでに実施しています。一時保育については、親の都合でお子さんを一時的に預かるという事業でございますが、そちらとの併用も可能でございますので、使い分けていただくよう周知していきたいと考えております。

【会長】

一時保育は月最大5回、こども誰でも通園制度は月4回の合計最大月9回利用できるということですね。初めてということもあるので、とりあえずこれでスタートしてみようかということですね。

それでは、議題（1）アについて了承してよろしいでしょうか。了承していただける方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

挙手多数ということで、了承されました。

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

イ 子ども・子育て支援事業計画の変更について

（事務局説明）

【会長】

何かご意見ご質問ございましたらお願いいたします。

【委員】

利用見込みと定員設定について質問させていただきます。変更前は国の指針の算出方法で利用見込みの人数とそれに対応する利用可能数を設定したと思います。変更後は、利用見込みについては需要の数だと思っただけですが、制度的に利用できる人数を入れているように見えます。実際の利用見込みがどの程度算出できているのか、少しわかりにくいと感じました。本当は需要がもっとあるのであれば増やさないとはいけませんし、現状そこまで需要がないということであれば、増やす必要はないと思います。

【事務局】

利用見込みが変更前と比べて変更後が少なくなっていることについてですが、これは国の手引きに基づき、所定の計算方法による結果に、それぞれの市の利用割合などを乗じて良いとされています。安城市の一時保育の利用率や登録率などを参考に出したものが、変更後の数字です。

【委員】

需要というよりは、利用できる数に対して稼働率でみていく数字だということと合っていますか。

【事務局】

申し込みがこれぐらいあるだろうという数字です。

【委員】

この数字だと少ない気がするのですが、この数字には、希望しても入れなかった人が加味されているのか、お伺いしたいです。もし入れないとなった場合、拡充する必要があるという計画を立てると思うのですが。制度的な人数で定員設定しているのは、あまり意味がないのではと思います。

【事務局】

まだ始まっていない制度なので、どの程度利用見込みがあるのか分からないというのが正直なところです。参考として一時保育の利用率からこのような数字を出させていただきましたが、この数字が多いのか少ないのかに関しては、つかめていません。そのため、令和8年度から3園で実施し、実際の利用人数を参考に、今後どうしていくかを検討していきたいと考えております。

【会長】

利用見込みに関しては、現状分からないというのはその通りですね。まずは実施してみないと分からないということで、まずやってみましょうということですね。

ただ、利用者は多いような気がします。自分の子がみんなのいるところに行けるか、私も子どもが小さいときにそういう不安がありました。なるべく早くそういうところに行かせたいという気持ちは親ならみんな持っていると思います。そのため、この制度はとてもいいことだと思います。

他にご意見ご質問よろしいでしょうか？

【委員】

一時保育の保育士と、こども誰でも通園制度の保育士が2人つくということですが、一時保育の保育士は固定で毎日同じ保育士なのか、それとも日によって異なるのか、教えていただきたいです。

【事務局】

一時保育の保育士は固定で、毎日同じ保育士を配置しております。そこに、こども誰でも通園制度の専任保育士を配置する予定で、現在調整しております。

【委員】

毎日同じ保育士がみてくれるということですね。その保育士は、午前午後で変わることはなく、1日を通して同じ保育士ですか。

【事務局】

その日その園の担当の専任が1日いる、という形で考えております。

【会長】

他にご意見ご質問よろしいでしょうか。

【委員】

一時保育は、申し込んだら空いている園で利用できると思いますが、こども誰でも通園制度は、園は固定の利用となるのでしょうか。

【事務局】

こども誰でも通園制度は、希望する園を利用者の方に決めていただきます。一度予約していただきましたら、その月は固定で利用していただきます。途中で利用する園を変更する場合は、変更後の園との面談が必要になりますが、園を変えていただくことは可能です。

【委員】

1か月ごとの申請という認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

月ごとの予約です。

【会長】

他にご意見ご質問よろしいでしょうか。

それでは、議題（１）イについて了承してよろしいでしょうか。了承していただける方は、挙手をお願いいたします。

（挙手多数）

挙手多数ということで、了承されました。

以上で議題は終了でございます。

続きまして、新井先生から総括的なご助言をいただきます。

【助言者】

本日は、こども誰でも通園制度について詳しくご説明いただきました。ご質問いただく中で、より具体的なイメージを持っていただけたのではないかと考えています。他の自治体では試行的に始まっているところもありますが、安城市、ひいては愛知県内では、まだそうした動きが十分に見えていない状況です。４月からの開始に向け、試行錯誤しながら、今後、安城市として運営しやすいように見直し・改善を重ねていくことになると考えています。利用者の状況や園の実情を見ながら、適宜改善を図っていくことになるでしょう。

そもそも、この制度は何のためかが最も重要です。２枚目のスライドに○と×の記載がありますが、こども誰でも通園制度の○には「すべてのこどもの育ちを応援し、良質な生育環境を整備する」とあります。すなわち、これが制度の目的です。単にお子さんを預けることを目的とするのではなく、通うことが良質な育ちにつながることを目指す制度であり、その趣旨を大切にしていける必要があります。一方、×の欄には「保護者の立場からの必要性」とあります。すなわち、一時保育は主として保護者の利便性を目的とする制度であり、こども誰でも通園制度はお子さんの立場に立ってその育ちをより良くしていくための制度である、という点は忘れないようにする必要があります。実際のところは似たようなところがありますが、

あくまでお子さんのより良い成長のための制度だという観点に立つと、この制度の利用によってお子さんが園や集団保育を嫌いになってしまっはなりません。通うことが楽しい、また来週行きたいと思えるよう、園側でも工夫を重ね、入園にあたっては保護者の方と十分にご相談のうえ進めていただきたいと思います。

次に、先ほど委員の方から審査基準に関するご質問がありました。お子さんが希望する園に通うにあたって、本当に楽しく過ごせる環境を園として保証できるかどうか、一つの基準になり得ると考えます。例えば、今回安城市では昼食の提供は行いませんが、おやつは午前と午後に出しますので、アレルギー対応が可能か、年齢に応じた対応ができるか、といった点です。さらに、医療的支援が必要なお子さんや特別な配慮が必要なお子さんの受け入れが可能かどうかも確認が必要です。お子さんのより良い成長につながる受け入れ体制が整っているかどうか、面接で大事になってくるでしょう。

また、実際に通っていただきながら月ごとに予約をするとのことで、この園は合わなかったが別の園なら通える、といったこともあり得ます。保護者の方に試していただく部分もあると考えられます。そのため、園の負担は想定以上に大きくなる可能性があります。毎月同じ利用者であれば変更なく進められますが、新たな方の予約が入るたびに、これまで以上に業務が増えることもあり得ます。国としては、簡便となるように予約制度を整えています。肝心な場面では人が対応する必要があり、園としても容易に実施できるのかという懸念があります。

いずれにしても、こどもにとって集団保育につながる一つのステップと捉えていただければと思います。イメージとしては、週1回、午前または午後の時間帯に習い事へ行くような感覚です。多くのこどもたちと一緒に集団生活を体験する、そのようなイメージです。また、通い始めていただくことで、幼稚園・保育園に入る以前の早い段階で、公的機関とつながる機会にもなると考えています。ご利用いただくこどもたちは、まだ園に入っていないことが前提であり、家庭で過ごしている状況です。育休中でもこの制度は利用可能ですので、園に通っておらず、家庭内で過ごす時間が長くなりがちなかどもたちが、園に通う機会を得ることになります。運動の機会を得たり、さまざまな遊び方を体験したりすることにもつながりま

す。園としても、そのお子さんの育ちの様子をより早い段階から見る事ができます。満3歳で園に入るよりも、さらに早い段階、場合によっては0歳のお子さんも通うことを考えると、早期から育ちの様子を把握できます。園が早くから把握できれば、市との連携が生まれる可能性も高まり、公的機関と早期につながっていくという良さもあると考えています。そうした点からも、子育て中の方には、ぜひ一度ご利用を検討していただければと思います。

そのためにはPRが必要です。市民にとっては、まだ分からない点の多い制度でもありますので、市としても積極的にPRしていただきたいと思っています。園に通っていない方に向けた情報発信は難しい面もありますが、その工夫をお願いし、まずは1か月だけでも利用してみたいと感じていただけるようにしていただきたいと考えています。

この制度をこどもたちが利用し、園の中で育つことで、学びがあり、刺激を受けて成長できます。その結果、幼稚園の満3歳児クラスへの入園につながったり、共働き家庭のお子さんが保育園へスムーズに入園できたりと、園生活への円滑な移行にもつながっていくと考えています。

何とかこの制度が成功するよう、皆さま及び市のご協力を得ながら、円滑にスタートできることを願っています。

【会長】

事務局にお返しします。

【事務局】

委員のみなさまにおかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

事務局から1点連絡いたします。次回の会議につきましては、令和8年7月28日午前10時からを予定しております。会議開催の1か月前を目途に改めてご案内を差し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、令和7年度第2回安城市子ども・子育て会議を終了いたします。ありがとうございました。お帰りの際は、交通安全に十分お気をつけください。